

## 西川会館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は西川会館（以下「会館」という）の管理及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 区民相互のふれあいの場を提供し心豊かな近隣社会を築くことを目的とする。

(運営委員会)

第3条 西川会館を民主的に運営するために、西川会館運営委員会（以下、「運営委員会」という）を置き、その組成を次のとおりとする。

- 1) 運営委員長 1名
- 2) 会計(兼副運営委員長) 1名
- 3) 委員 西川区専任役員、および、各町内会長／各町内副会長
- 4) 監事 2名

なお、必要により、会館運営・管理等に関し経験のある者などを、区役員会の承認を経委員として任命することができる。

(運営委員会役員を選出と任期、手当)

第4条 運営委員会の各役員を選出と任期は、別途定める西川区規約による。

- 1) 会計は、副運営委員長を兼務し、西川区会計がその任にあたる。
- 2) 監事は、西川区監事が、その任を兼務する。

ただし、規則改訂初年度は前年度監事とする。

(役員の仕事)

第5条 役員は次の仕事を行う。

- 1) 運営委員長は、運営委員会を代表し次の事項を管理する
  - ① 会館の日常的な維持管理を行い、建物・付属施設・敷地の定期的点検や清掃を行う。
  - ② 会館に付帯する備品・器具を維持管理する。備品や器具等は、管理台帳を作成し、定期的な点検と棚卸し(2回/年程度)を実施する。

- ③ 会館（付帯設備を含む）に適用される法律や条例を遵守する。法令違反となる案件があれば、可及的、速やかに改善する。
- ④ 利用者の利便性向上、利用者間のトラブル回避、健全な会館運営の推進を図り、それを目指した様々な施策を行うと共に、会館利用規則等の周知徹底を行う。また、利用規則、利用契約書、利用申込書等、関連文書を適切に管理する。
- ⑤ その他会館の運営・管理に関する必要な事項を行う
- ⑥ 運営委員長は、運営状況を適宜、区長に報告し、必要に応じ委員会へ報告する。特に、安全・防災、法令違反に関する案件は、速やかに報告すること。
- ⑦ 会館利用受付は、必要に応じて、管理人を定め、有償で依頼できるものとする。

2) 会計は、副運営委員長として、運営委員長を補佐し、運営委員長が事故や病気等で職務を遂行できない時は、その職務を代行する

3) 会計は、西川会館の会計を司り、次の事項を管理する

- ① 会館利用許可申請の受付及び許可
- ② 出納管理； 出納帳を作成して管理すること。その管理状況は、適宜、運営委員長と情報共有すること。
  - ②-1； 収入管理； 会館利用料金、各種補助金等の収入管理等
  - ②-2； 支出管理； 会館運営管理に必要な諸経費の支払い等
- ③ 会計監査； 年度末に会館使用状況を集計して、決算報告書を作成し、運営委員長の確認・同意後、会計監査を受ける。
- ④ その他； 別途定める「西川区資産会計管理規則」による。

4) 監事は、会館の会計決算報告を受けて、会計内容を監査し区会に報告する

5) 委員は、会館の建物や施設、敷地、備品の定期的点検、並びに清掃を実施する

(委員会の開催、議決)

第6条 西川会館の会務を遂行するために運営委員会を開催する。

- 1) 運営委員長は、会館の運営について必要に応じて委員を招集することができる。
- 2) 委員会の議長は、運営委員長があたる。
- 3) 委員会は、委員の 2/3 の出席をもって成立し、議事は出席した委員の過半数で

議決する。

(専決事項)

第7条 運営委員長は規約の定めのない事項で緊急を要する場合は専決することができる。

- 1) 会館の存続に影響する重要な専決は、委員会の開催を必要とする
- 2) 専決事項があった場合、委員会で報告し承認を得なければならない

(役員手当)

第8条 委員会役員の手当は、別途定める西川区規約による

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月末に終わる。

- 1) 会館の収支は、会館特別会計として西川区一般会計とは区分し管理するとともに西川区総会にて報告する。

(管理責任者)

第10条 管理責任者は運営委員長とする。

(本運営規則の改廃)

第11条 会館の規則で定めるもののほか、管理及び運営に関して必要な事項の改廃は、運営委員会において決定する。

(利用規則)

第13条 西川会館の利用規則については、別紙「西川会館利用細則」で定める。

(雑則)

第14条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員会で協議し議決するものとする。

附則

この規約は、令和3年4月11日から施行する。